

7/21 金 晴

岸田政権

政府税調が例示

岸田文雄政権は、奨学生
による課税しようとするの
でしょうか。

政府税制調査会（首相の
諮問機関）が今後の税制の
あり方を示した中期答申の
中で、課税を検討する対象
として失業給付や生活保
護、給付型奨学生などを例
示しました。

答申は所得税について、
「個人が稼得（かどく）す

る経済的な価値を、できる
限りなく、包括的に捉える
ところ考え方」が基本だと
強調。非課税所得は「その

奨学生まで課税する気か

あり方について検討を加え
るべきが必要」と眞直しを
提起し、「主な非課税所得」
として奨学生などを明記し
たのです。例示とはいへ、
今後、課税対象になる可能
性があるところです。

現在でも、失業給付や生
活保護の水準は極めて困難
した学生のうちの一握りし
か給付型奨学生の対象には
なりません。しかし分野
にまで課税すべきになれば、
個人の尊厳や生存権、
教育権をはじめとする憲法
原則を政府国家が乱暴に踏
みにじるにになります。

こうした国民大増税を許さ
ず、応能負担の税制と求
められています。（清水渡）